

2024 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

山陽小野田市立山口東京理科大学

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 山陽小野田市立山口東京理科大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

山陽小野田市立山口東京理科大学（設置者：公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学）
山口県山陽小野田市大学通1丁目1番1号

2 学部等の構成 ※2024年5月1日現在

【学部】

工学部 機械工学科、電気工学科、応用化学科、数理情報科学科、医薬工学科
薬学部 薬学科

【研究科】

工学研究科(修士課程) 工学専攻、数理情報科学専攻
工学研究科(博士後期課程) 工学専攻
薬学研究科(博士課程) 薬学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2024年5月1日現在

【学生数】 学部 1,774名、研究科 66名

【教職員数】 教員 194名(技能員2名含む)、職員 52名

4 大学の理念・目的等

山陽小野田市立山口東京理科大学は、1995年4月に学校法人東京理科大学によって設立された山口東京理科大学を前身としている。その後、2016年4月に、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的に、山陽小野田市を設立者とする公立大学法人による設置に移行した。2018年4月には薬学部、2024年4月には大学院薬学研究科博士課程を設置し、現在の2学部2研究科の体制となった。

大学の目的は、学則第1条に「山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的とする。」と規定されている。

大学院の目的は、大学院学則第5条第1項に「大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。」、同条第2項に「大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする。」、同条第3項に「薬学研究科薬学専攻博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、専門的な業務に高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と規定されている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

山陽小野田市立山口東京理科大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

山陽小野田市立山口東京理科大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

なお、2024 年度から導入している基幹教員制度については、点検評価ポートフォリオの記述等における制度導入の趣旨及び教員組織の編成方針の全学的共有、情報公表等への対応が不十分であり、書面による数次の確認及び実地調査等において詳細を調査・確認した。その結果、基幹教員制度導入に係る規程等の整備・共有、必要な情報公表を順次行っていることを確認した。

以下に、山陽小野田市立山口東京理科大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

【優れた点】

- 「地域のキーパーソンを育成する」という大学の目的の達成に向け、市内企業、商工会議所、自治体と連携した産学官連携プロジェクト学習「地域技術学」を実施し、学生はグループで現地を見ながら企業が抱えている技術的な課題を具体的に把握し、課題の解決方法を検討することで実践的な学びとなり、地域に貢献しつつ学生の社会人基礎力の育成につなげる取組みを推進している。
- 市民及び市内等の地方公共団体、公的機関、公共的団体、企業等が抱える地域課題の解決に資する研究課題に対して、1 件あたり研究事業費上限 50 万円を助成して当該研究を支援する「地域課題解決研究事業」を実施しており、大学の研究活動の振興を図るとともに、地(知)の拠点として、地域産業の振興や地域の発展及び地域貢献に取り組んでいる。
- 大学が掲げる基本理念の一つ「教育・研究と地域貢献が一体化した生涯教育の充実」の実現に向け、地域社会と地域産業の振興・発展に寄与する社会貢献活動に取り組み、これらの取組み状況を「地域連携・社会貢献レポート」、「研究シーズ集」として Web サイトへ公表する等、積極的に教育研究成果の情報公表に努めている。

【改善を要する点】

- 大学院課程における一部研究科の収容定員の未充足及び超過については、社会人に対する募集の方法や定員の在り方、教育の質保証の検討等を含め、全学として適切な定員管理が求められる。
- 学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。
- 一部の大学院の学位論文審査基準については、学習者本位の観点から、各専攻の教育目標等が反映された内容となるよう整理し、学生へわかりやすく明示・周知することが求められる。
- 基幹教員制度については、制度の趣旨に則り大学としての方針及び関係規程等を明確化・周知することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに各組織間の関係性を明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

- 教育研究組織については、共通教育センターの位置づけを整理する等、各組織間の連携体制を明確化し、全学的な教育研究活動のより一層の充実が望まれる。
- 一部の学部のシラバスについては、学習者本位の観点から、学習・教育到達目標(学部用)とディプロマ・ポリシーとの関係性を整理・明確化し、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 一部の学部のシラバスについては、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を整理・明確化し、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、申し立ての組織的なプロセスを整理し、学生に明示・周知することが望まれる。
- 学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織を明確化し、大学としての定期的・継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、全学の方針・点検見直し体制の整理・明確化を図り、教職協働による教育研究活動の改善に向けた取組みの充実が望まれる。
- 学習成果の把握・可視化及び教育改善につなげる取組みについては、ディプロマ・ポリシー達成度に対する学生自己評価アンケート等の学科間・組織間の連携の体制及び方法を整理・明確化し、組織的な分析・検証のより一層の充実が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、山陽小野田市立山口東京理科大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って組織している。ただし、大学院課程における工学研究科数理情報科学専攻、工学専攻博士後期課程の収容定員の未充足、及び工学研究科工学専攻修士課程の収容定員の超過については、社会人に対する募集の方法や定員の在り方、教育の質保証の検討等を含め、全学として適切な定員管理が求められる。

ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。ただし、2024年度に導入した基幹教員制度については、制度の趣旨に則り大学としての方針及び関係規程等を明確化・周知することが求められる。また、教育研究組織については、共通教育センターの位置づけを整理する等、各組織間の連携体制を明確化し、全学的な教育研究活動のより一層の充実が望まれる。なお、基幹教員制度については、法令等に求められる項目の情報公表が不十分であったが、2024年12月の両学部教授総会及び共通教育センター運営会議において承認し、2025年1月に基幹教員に関する公表情報を大学Webサイトにおいて掲載したことを確認した。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。工学部のシラバスには、授業科目を履修することで学生が獲得すべき知識、スキル及び態度を明確化した学習・教育到達目標(学部用)を示している。ただし、工学部のシラバスについては、学習者本位の観点から、学習・教育到達目標(学部用)とディプロマ・ポリシーとの関係性を整理・明確化し、学生にわかりやすく明示すること、薬学部のシラバスについては、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を整理・明確化し、学生にわかりやすく明示することが望まれる。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、工学研究科修士課程における学位論文審査基準については、学習者本位の観点から、各専攻の教育目標等が反映された内容となるよう整理し、学生へわかりやすく明示・周知することが求められる。なお、2025年1月の工学研究科幹事会及び工学研究科会議において専攻ごとの学位論文審査基準を定めることについて承認したことを確認した。

また、学部及び大学院のシラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化すること、成績評価の異議申し立て制度については、学習者本位の観点から、申し立ての組織的なプロセスを整理し、学生に明示・周知することが望まれる。なお、シラバスについては、学長を議長とする内部質保証推進会議を設置し、同会議を中心とした新たなチェック体制とすることを2025年3月の教育研究審議会において承認したこと、成績評価の異議申し立て制度については、申し立ての窓口を教務課とすることについて、2024年12月の両学部教授総会及び両研究科会議において承認したことを確認した。

二 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。事務組織は、総務部、管財部、教育推進部、学生支援部、研究推進部、地域連携・生涯学習部、図書館事務室を置いている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、教育課程における学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示すること、また、学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を明示することが求められる。なお、カリキュラム・ポリシーについては、両学部及び工学研究科は2024年12月、薬学研究科は2025年1月の学長室会議において改定案を承認したこと、また、アドミッション・ポリシーについては、2025年3月の学長室会議において両学部及び両研究科の改定案を承認したことを確認した。

学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織を明確化し、大学としての定期的・継続的な点検・検証のさらなる充実が望まれる。なお、3つのポリシーの点検・検証を全学的に所掌する組織として内部質保証推進会議を設置することを、2025年3月の教育研究審議会で承認したことを確認した。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を公表している。地域社会と地域産業の振興・発展に寄与する活動等の状況は、「地域連携・社会貢献レポート」、「研究シーズ集」としてWebサイトへ公表する等、積極的に教育研究成果の情報公表に努めている。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「自己点検及び評価実施規程」第2条に学長が委員長となる自己点検・評価委員会の設置を定めており、各部局から自己点検・評価の結果を同委員会へ報告し、同委員会が部局横断的視点で各部局の評価を検証している。検証結果は、学長、副学長、教育推進部長、その他学長が必要と認めた者から構成される学長室会議、理事長が議長となる総合戦略会議へ報告し、改善が必要な事項があれば、総合戦略会議において各部局に改善を要請する。両会議での承認後、教学に関することは学長が議長となる教育研究審議会で承認を得たのち、自己点検・評価の結果を毎年Webサイトで公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに各組織間の関係性を明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。ただし、FD及びSDについては、全学の方針・点検見直し体制の整理・明確化を図り、教職協働による教育研究活動の改善に向けた取組みの充実が望まれる。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、学長室会議が戦略的な大学運営の重要事項に関して総合調整及び推進を図っている。授業担当教員が各授業科目において授業アンケートの実施・自己点検を行い、その結果をFD委員長に報告している。FD委員会は、授業アンケートの結果の分析や教員同士の授業観察による点検・評価を行い、その結果をFD活動報告書にまとめたうえで学長に報告している。学長は学部長、学科主任及び共通教育センター長等に対し、FD活動報告書の内容に基づき、教育の改善計画の作成を指示している。学部長等は学部運営会議において、次年度に向けた教育プログラムの改善計画書を協議・作成し、学長に報告している。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「学生受入れに関する活動の取組み」

安定した学生の確保を目的として、入試委員会を設置し、学生募集及び試験実施方法を策定している。入試委員会は、入試担当理事、学部長、共通教育センター長、学科主任、学長が指名する者、入試課長で構成し、当該年度の学生募集活動、入試制度の検証(志願者数の変動、都道府県別の志願者数、入試種別ごとの傾向等)を行うとともに、その分析結果をもとに次年度の学生募集活動及び入学者選抜実施方法を策定し、教授会の承認を経て学長へ報告している。また、大学院入試については、研究科会議で学生募集及び入学者選抜に関する審議・承認を行い、学長へ報告している。

入試委員会の他に推薦入学実施委員会を設置しており、同委員会において学校推薦型選抜の制度を策定し、入試委員会で審議している。県内枠(地域枠)や指定校制度等について、過年度の入試結果や社会情勢を踏まえ、多様な学生を受け入れる仕組みを検討している。2025年度入試では、男性の比率が特に高い工学部で女性研究者・技術者の育成を図るための全学科での女子枠の設置や、工業高校等の出身者で、在校時に身に付けた知識と技術を活かし、より高度な教育を希望する学生を募集対象とした専門高校・総合学科枠の導入に取り組んでいる。

今後も、学生受入れの方法や入学定員の管理等に関する全学的・継続的な検証・見直しを行うことが期待される。

・No.2「教育課程及び教授方法に関する活動の取組み」

教育の改善及び教授技能の向上に関し、組織的な調査及び研究を実施し、大学の教育の質的向上に貢献することを目的に、学長の諮問機関としてFD委員会を設置している。FD委員会は、学部長、学科主任、共通教育センター長、研究科長で構成され、教授方法、教育内容・手段・環境等の点検及び改善に取り組んでいる。

FD委員会では、当該年度に入職した新任教員の授業を対象に、FD委員会委員を観察者として授業観察を実施している。また、同委員会は研究授業として教員相互の授業観察を行っており、授業観察結果と学生による授業評価の高い担当教員を半期ごとに選定し、その他教員は、選定された教員の授業を参観することができる。

このほか、教員の教授方法や教育内容・手段・環境に関する課題を発見し、教育のさらなる質向上の実現を目的に、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果が「評価の結果が5段階評価で3未満」又は「自由記載欄に改善要望有」の科目に関しては、当該科目の担当者が改善策とその実施時期を教育改善報告書に記載してFD委員長に提出している。FD委員会では、以上の取組みについて点検を行い、その結果をFD活動報告書にまとめて学長に報告しており、さらに学内ポータルサイトにて開示し、全学的に共有している。

今後は、各取組み事例の成果や改善策等を全学的に共有し、教育活動の質向上に向けた組織的な取組みとしてより一層推進することが期待される。

・No.3「学習成果に関する分析の取組み【学習成果】」

学生による学習成果を把握・可視化するため、工学部の各学科と教務課が主体となって、ディプロマ・ポリシー達成度の学生自己評価アンケート調査を行っている。学生が身に付けるべき能力、資質、行動特性をディプロマ・ポリシーの要素ごとに分解し、各学年終了時点で達成できた学生の割合をレーダーチャート化、5段階での割合をグラフ化し、大学での学びが各ディプロマ・ポリシーの要素の涵養にどの程度つながっているかを可視化している。授業担当教員は、授業科目終了後、山陽小野田市立山口東京理科大学教育効果自己点検項目に基づいて、成績評価の割合、シラバスの遵守、試験難易度の適正評価、教授法の改善の自己点検・評価を行い、その結果を教育効果測定結果報告書にまとめ、FD委員長に提出する。FD委員会は、教育効果の測定結果を点検し、その結果をFD活動報告書にまとめて学長に報告している。

また、2023年3月に卒業した学生を採用した企業に対し、企業による卒業生の学習成果達成状況アンケート調査を実施し、その結果を教授総会で報告している。

以上については、工学部独自の取組みとなっていることから、今後は薬学部への展開も含め、ディプロマ・ポリシー達成度に対する学生自己評価アンケート等の学科間・組織間の連携の体制及び方法を整理・明確化し、組織的な分析・検証のより一層の充実が望まれる。

・No.4「データサイエンスに関する教育研究水準の向上を図る取組み」

データサイエンスの素養を持つエンジニア的なセンスを持つ薬剤師育成や、健康面を考慮した設計基準で新商品開発ができるエンジニア育成等を目指し、在籍する学部学科を問わず関連授業科目を受講できる数理・データサイエンス・AI教育プログラムを設置している。当該プログラムは、2021年には文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」においてリテラシーレベルの認定及びリテラシーレベルプラスの選定を受けている。

大学は、当該プログラムを受講する学生に対し、学習支援を行っている。e-PortfolioやLMS(Learning Management System)上において、全学的学習支援システムを導入した講義の復習支援、授業のオンデマンド配信、学生の履修管理、学習教育目標の達成度確認、学生による授業評価アンケート等を実施している。さらに、当該プログラムの実習を通して、社会や企業と交流し、その実情を知り、仕事に対する関心や働く意識を高め、社会人としての能力やマナーを身につけるとともに、社会における数理・データサイエンス・AIの必要性を知り、実践する機会として、学生にインターンシップへの参加を推奨している。

また、当該プログラムの受講生数の調査、学生へのアンケート、企業へのアンケート等を通して自己点検を実施し、全学的な履修者数の増加や履修率の向上に向けた施策を検討し実施している。

2023年度には、さらなる情報系教育の充実を図るため工学部に数理情報科学科を設置し、翌年2024年には大学院に数理情報科学専攻を設置した。数理情報科学科等の新設により既存学部との共同研究等を含めたデジタル×工学×薬学による実践応用教育を実施し、課題解決型AI人材の輩出に取り組んでいる。

・No.5「教育研究の質向上を図るための外部資金獲得支援の取組み」

研究力の向上や教育環境の充実を図るため、科学研究費助成事業(科研費)をはじめとする外部資金の獲得を推進している。

2022年度から、研究費資金獲得支援に精通する人材を特命教授として登用し、採択件数の増加を図っている。毎年度、教職員向けに学内セミナーを開催し、応募時には申請書作成の推敲支援を行っている。

また、研究費獲得に加えて、教育面での充実を図るために資金獲得に努めている。工学部医薬工学科及び工学研究科数理情報科学専攻の新設に際しては、関係部署の職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」、文部科学省事業「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」、「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」、「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」に採択されている。これらの補助事業を活用し、施設整備等のより良い教育環境の整備に取り組んでいる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「地域産業の技術的課題をテーマにした産学官連携プロジェクト型教育」

「地域のキーパーソンを育成する」という大学の目的を達成するため、市内企業、商工会議所、自治体と連携し、地域産業の課題を発見し、解決に向けたプロセスを明らかにする産学官連携プロジェクト学習「地域技術学」を2016年度から開講している。本授業科目は、経済産業省が提唱する社会人基礎力である考え抜く力、チームで働く力、前に踏み出す力を身につけることを目的としている。

学生は「地域技術学」において、協力企業による課題説明、企業との質疑応答、企業を訪問して課題の現場を確認・調査、グループワークを通して、企業の課題を整理し解決策を検討する。最終的な具体案については、プレゼンテーション資料を作成し、企業に対して発表を行う。その際、山陽小野田市長や同副市長、協力企業の関係者、山口県産業技術センター元理事長から講評を受けている。

「地域技術学」の取組みの状況は、毎年度、地域連携・社会貢献レポートにまとめWebサイトに掲載しており、積極的な発信に努めている。

・No.2「地域が抱える課題を学生が解決する「地域密着型卒業研究」

2016年度の公立化を契機に、地域に関連する卒業研究テーマに取り組んでいる学生に対し、地域卒業研究費の加算配分として地域密着型卒業研究テーマ奨励制度を導入している。

採択までの流れは、大学の基本理念の1つである「波及効果の期待できる独創的・先進的研究の推進」を示す観点から、地域企業との連携を進めるテーマや、企業との共同研究のきっかけとなり得るようなテーマを対象として加算配分希望者を募集し、申請書類を地域連携・生涯学習課で取りまとめ、地域連携センター運営委員会において審議し、採択を決定している。その後、7月の地域連携センター運営委員会での承認を受け、応募申請者に対し採択結果を通知している。2023年度は13研究室から15テーマの応募申請があり、地域貢献に積極的な卒業研究であること等を考慮したうえで15テーマすべてを採択している。研究成果については、2022年度から学内での研究成果発表会でポスターセッションによる発表を行い、地域に係る教育・研究成果を地域に示している。

以上の取組みを通して、大学の研究活動の促進を図るとともに、地(知)の拠点として、地域産業の振興や地域課題の解決に努めている。

・No.3「山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」

地域課題の解決による地域産業への振興等への貢献を目的として、「地域課題解決研究事業」に取り組んでいる。

本事業は、一件あたりの研究事業費の上限を50万円とし、教員による地域産業の振興や地域課題の解決に資する研究課題を幅広く募集している。研究テーマは、大学教員が問題提起し取り組むものや、市内・県内の公共的団体等から寄せられた課題に取り組むもの等がある。採択までの流れは、4月下旬に市内等の公的機関、公共的団体に対し研究課題を募集し、5月中旬に教員に対し、「1. 教員等が提案した課題」、「2. 公共団体等から提案された課題」に取り組むものを募集している。その後、申請書類を地域連携・生涯学習課で取り纏め、地域連携センター運営委員会において審査し、採択課題を決定し、7月の地域連携センター運営委員会での承認後、採択結果を通知している。2023年度は教員から7件、公共団体等から2件の応募があり、4件(教員2件、公共団体等2件)の研究事業を採択した。研究成果については、ポスターセッションで発表している。

また、2022年度は、本地域課題解決研究事業に加え、若手研究やダイバーシティ推進に係る事業・卒業研究と合同で発表会を開催しており、参加対象事業を広げることで取組みの充実・強化を図っている。

・No.4「医薬品産業向け人材育成・確保プログラム実践の取組み」

山口県は、製薬企業の工場が数多く立地しており、国内有数の医薬品生産県である。そのような状況において、山口県や県内医薬品業界から、大学に対して、薬剤師や工学生の人材輩出や連携強化等が切望されている。その期待に応えるため、2019 年度から県の委託事業として、医薬品産業界への人材育成・就職等の支援のためのプログラム(GMP カレッジプログラム)の作成・実践を目的とした取組みを開始している。なお、当該取組みは、山口県、山口県製薬工業協会との産学公連携により実施している。

医薬品業界への人材育成として、医薬品製造所は法律上薬剤師が製造管理者として必要であること、製薬企業内で多くの薬剤師が活躍していること、製薬企業は薬剤師だけでなく多種多様な工学人材が必要であることを踏まえ、プログラム内容を検討し、実施している。プログラムは、薬学部 1～3 年生及び工学部 1～4 年生を対象とした座学(基礎講座、基礎座学、専門座学)、薬学部 4～5 年生及び工学部 3～4 年生を対象とした製薬現場での実務研修で構成されている。また、県内医薬品産業への就職支援として県内企業就職セミナーの開催や個別相談を実施している。

以上の取組みを通して、大学に求められている医薬品業界への人材輩出や連携強化に努めている。

・No.5「山口県が抱える薬剤師の地域偏在と在宅医療の問題を解決する先進的な薬剤師育成プログラム」

大学は、地域において活躍できる薬剤師の養成を一つの命題としており、県薬務課、県薬剤師会、県病院薬剤師会、地域医療機関等と連携を取りながら薬学生教育に取り組んでいる。山口県における地域医療の確保と今後ニーズが高まる在宅医療への対応に向けた先端的薬剤師養成プログラムを実施している。プログラムの企画、運営、評価の組織は薬学部の独自組織である実務実習委員会が担当しており、教授総会で実施内容、実施状況を報告している。プログラムの内容は、山口県薬剤師会から推薦された 2 薬局を拠点としたへき地への在宅医療実務実習の実施や、へき地・離島医療と薬剤師の在り方の紹介を目的とした「薬剤師論」の開講、大学の 5G 環境教室エリアにおけるオンライン服薬指導演習の実施、医薬品に記載されたバーコードを読み取ることで、スマートグラスに医薬品情報等を表示する AR メガネの活用がある。

当該プログラムは、文部科学省の「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」に採択されており、取組みを通して、へき地医療の問題点を理解し、それらの解決に向けたマインドと実践力を有する薬剤師を育成するプログラムを推進している。

なお、本基準の No.1、2、3 の取組みをもとに、「地域に根差した、地域社会・産業界との連携や地域貢献に関する取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1 では、「地域技術学」を履修した学生から、他学科の学生と課題解決のアイデアを出し合い、多角的な視点から課題に取り組むことができ、主体性と課題解決のアプローチを身に付けることができたと感じるといった意見があり、「地域技術学」に参画した地元企業からは、学科を横断した検討を行うことから様々な視点の意見を受け止められる、学生は企業の課題を現場で直接触れる経験になるので、この取組みを社会で活かしてほしいという意見があり、「地域のキーパーソンを育成する」という目的のために産学官で連携して取組み、学生の成長につながっていることが確認できた。

No.2 では、本カリキュラムの卒業研究を経て大学院へ進学した学生から、自らの研究技術の向上に加え、地域の特産品に付加価値をつけることにつながられたという意見があり、取組みに参画した企業からは、学生が地域の企業との連携を通して研究課題に取り組む、その様子をマスメディア等で取り上げることによって地域の活性化につながっていると感じるという意見があり、地域産業の振興や地域課題の解決に資する取組みとして機能していることが確認できた。

No.3 では、参画した設置自治体から、人口減少に関するデータ分析において、市の政策立案につながる要素が見つかった、若者の子宮頸がん検査受診率向上に向けた取組みの研究においては、アンケートの分析・調査を大学と協働で行い、効果的な普及啓発の具体的な提案があったという意見があり、研究成果の地域への還元、地域が抱える課題の解決を推進していることが確認できた。

全体を通して、地域に根差し地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成への貢献や、「知のローカル・ハブ」としての地域社会と地域産業の振興・発展への寄与に全学的に取り組んでいることが確認できた。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回山陽小野田市立山口東京理科大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
11 月 1 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
12 月 18 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表